

老後の安心を支えるみんなの制度です

西川町の介護保険

介護・予防
給付認定

★介護予防や介護サービスを利用したい方は要介護認定の申請をしましょう。

1

保健センターに
申請しましょう

1. 保健センターに申請します。

申請書は保健センターにあります。寝たきりなどで本人または家族が申請に行くことができない場合には、ご連絡ください。

2. 認定調査員が認定調査にうかがいます。

町の認定調査員(保健師など)がおうかがいし、本人の心身の状況を調査します。

3. かかりつけの医師(主治医)の意見書をもらいます。

訪問調査とあわせ、介護の認定を受けようとする方の心身の状態について、かかりつけの医師(主治医)の意見書が必要になります。

4. 審査判定が行われます。

調査結果と主治医の意見書をもとに、寒河江市西村山介護認定審査会で要介護度が決まります。

5. 審査結果で、要支援1・2、要介護1～5の区分に認定されます。

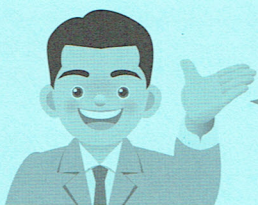
審査判定の結果は、保健センターから通知します。

※介護予防や介護サービスは、認定がきまらなくても、申請日から利用することができます。



■認定の基準

	要介護度	本人の状態	在宅サービスの支給限度額(1ヶ月)	
予防給付	要支援1	要介護にならないための支援が必要な状態	5万0,030円	
	要支援2		10万4,730円	
介護給付	要介護1	排せつ・入浴	一部介助が必要な状態	16万6,920円
	要介護2	清潔・整容	一部介助または全介助が必要な状態	19万6,160円
	要介護3	衣服の着脱	全介助が必要な状態	26万9,310円
	要介護4	などに	すべてに全面的な介助が必要な状態	30万8,060円
	要介護5	日常生活のすべてに全面的な介助が必要な状況		36万0,650円



認定をうけると、
1割負担(一定以上所得者は
2割負担)で介護サービスを利用できるようになります。

※支給限度額：要介護度ごとに1ヶ月に利用できるサービスの費用に上限があり、限度額までは費用の1割(又は2割)負担でサービスを利用できます。限度額を超えた場合、超えた分は全額自己負担となります。

西川町保健センター

TEL.74-3243(直通)

西川町地域包括支援センター

TEL.74-4405(包括直通)

2

ケアプランを作成しましょう

■ケアプラン（介護予防・介護サービス計画）

- ケアプランとは、本人と家族の希望を入れて、ケアマネジャーが作成するサービス利用計画のことです。
- 在宅サービスを利用する場合は支給限度額の範囲内でサービスを組み合わせることができます。
- 施設入所の場合は施設のケアマネジャーがケアプランを作成します。
- ケアプランの作成費は無料です。



3

サービスを利用しましょう

施設サービス ※予防給付の方はこのサービスはうけられません

- 施設サービスは、「介護中心のサービス」や「リハビリ中心のサービス」などによって選びます。
- 利用者本人や家族が申し込んで、施設と契約を結び利用します。

■生活介護を中心にサービスをうけたい

●介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

寝たきりなど、つねに介護が必要で、自宅では介護の困難な方が入所する施設です。食事や入浴などの介護や、リハビリテーションなどがうけられます。

■介護やリハビリ中心にサービスをうけたい

●介護老人保健施設

病状が安定していて、リハビリテーション中心の医療ケアを必要とする人が入所する施設です。医学的な管理のもとで、介護やリハビリテーションなどがうけられ、家庭への復帰を支援します。

■その他の施設

- 介護療養型医療施設（病院）
- 地域密着型サービス（グループホームなど）

施設サービスを利用した場合の利用者負担

施設サービスを利用した場合、利用者の負担額は①施設サービス費用の1割（又は2割）
②居住費 ③食事費 の合計となります。

①施設サービス費用の1割（又は2割）

自己負担

+

②居住費 + ③食費

全額自己負担

- 施設サービス利用料は、介護度によって異なります。
- 施設毎に利用料金が異なるため、希望する施設に直接ご相談ください。

基準費用額：1日あたりの施設における居住費・食費の平均的な費用を勘案して定める額

- 居住費：ユニット型個室 1,970円、ユニット型準個室 1,640円
従来型個室 1,640円（介護老人福祉施設と短期入所生活介護は1,150円）
多床室370円（平成27年8月から介護老人福祉施設と短期入所生活介護は840円）
- 食費：1,380円

◆低所得の人が施設を利用した場合の居住費・食費の負担限度額

低所得の人の施設利用が困難とならないように、申請により居住費・食費は下表の負担限度額までを負担し、超えた分は介護保険から給付されます（特定入所者介護サービス費等）。

●負担限度額（1日あたり）

利用者負担段階		居住費等の負担限度額				食費の負担限度額
		ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室	
第1段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、利用者負担段階第2段階以外の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は、（ ）内の金額となります。

在宅サービス

- 希望するサービスを支給限度額内で組み合わせて利用します。
- 下記の費用の目安は基準額を記載していますが、この他に各種の加算が追加されます。

★自宅で生活しながらサービスを受けたい

訪問介護(ホームヘルプサービス)

ホームヘルパーによる介護や、身の回りの世話等が受けられます。

★予防給付の方(身体介護・生活援助ともに)

◎身体介護・生活援助の区分はありません

利用回数	費用の目安(1ヶ月)		自己負担(1ヶ月)	
			1割	2割
週1回程度	要支援1	11,680円	1,168円	2,336円
	要支援2			
週2回程度	要支援1	23,350円	2,335円	4,670円
	要支援2			
週2回を超える	要支援2	37,040円	3,704円	7,408円

身体介護に含まれるサービス

- *入浴・排泄の世話
- *衣類やシーツの交換・乗降介助など

生活援助に含まれるサービス

- *居宅の掃除・洗濯・買い物
- *食事の準備・調理など

★介護給付の方

内容	費用の目安		自己負担(1割)	自己負担(2割)
	身体介護	20分未満	1,650円	165円
20～30分未満		2,450円	245円	490円
30分～1時間未満		3,880円	388円	776円
1時間以上1時間30分未満		5,640円	564円	1,128円
生活援助	20～45分未満	1,830円	183円	366円
	45分以上	2,250円	225円	450円

訪問リハビリテーション

理学療法士・作業療法士などによるリハビリテーションが受けられます。

★予防給付・介護給付共通

費用の目安	自己負担(1割)	自己負担(2割)
1回 3,020円	302円	604円

訪問入浴介護

移動入浴車が自宅を訪問し、入浴の介護が受けられます。

★予防給付・介護給付共通

介護度	費用の目安	自己負担(1割)	自己負担(2割)
要支援1・2	1回 8,340円	834円	1,668円
要介護1～5	1回 12,340円	1,234円	2,468円

訪問看護

看護師による療養上の世話や診療の補助が受けられます。

★予防給付・介護給付共通

内容	費用の目安		自己負担(1割)	自己負担(2割)
訪問看護ステーションから	20分未満	3,100円	310円	620円
	30分未満	4,630円	463円	926円
	30分以上1時間未満	8,140円	814円	1,628円
病院または診療所から	20分未満	2,620円	262円	524円
	30分未満	3,920円	392円	784円
	30分以上1時間未満	5,670円	567円	1,134円

居宅療養管理指導

医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士などが自宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

★サービス費用のめやす

内容	費用の目安	自己負担(1割)	自己負担(2割)
医師または歯科医師による指導	5,030円(1ヶ月に2回まで)	503円	1,006円

★日帰りで施設に通ってサービスを受けたい

通所介護(デイサービス)

日帰りでデイサービスなどに通って、食事、入浴などのサービスやリハビリテーションなどが受けられます。

★予防給付の方(1月につき)

介護度	利用料	自己負担(1割)	自己負担(2割)
要支援1	16,470円	1,647円	3,294円
要支援2	33,770円	3,377円	6,754円

※選択的サービスを受けた場合別途負担があります。

★介護給付の方(通常規模事業所の場合：7時間以上9時間未満)

介護度	1日あたりの利用料	自己負担(1割)	自己負担(2割)
要介護1	6,560円	656円	1,312円
要介護2	7,750円	775円	1,550円
要介護3	8,980円	898円	1,796円
要介護4	10,210円	1,021円	2,042円
要介護5	11,440円	1,144円	2,288円

※上記の金額に加え、食費、入浴費等、別途負担があります。

通所リハビリテーション

日帰りで介護老人保健施設や病院・診療所に通って、必要なリハビリテーションなどが受けられます。

★予防給付の方(1月につき)

介護度	費用の目安	自己負担(1割)	自己負担(2割)
要支援1	18,120円	1,812円	3,624円
要支援2	37,150円	3,715円	7,430円

※選択的サービス(運動器の機能向上・口腔機能の向上など)を受けた場合別途負担があります。

★介護給付の方(通常規模事業所の場合：7時間以上9時間未満)

介護度	1日あたりの費用の目安	自己負担(1割)	自己負担(2割)
要介護1	7,260円	726円	1,452円
要介護2	8,750円	875円	1,750円
要介護3	10,220円	1,022円	2,044円
要介護4	11,730円	1,173円	2,346円
要介護5	13,210円	1,321円	2,642円

※上記の金額に加え、食費・日常生活に要する費用等、別途負担があります。

●ショートステイ(短期入所生活介護)

■一時的に施設でおあずかりします

特別養護老人ホームなどに短期間入所して、食事や入浴などの介護が受けられます。

介護老人福祉施設：併設型施設の場合

	要介護度	1日利用料計(目安)	自己負担(1割)	自己負担(2割)
予防給付	要支援 1	4,380円	438円	876円
	要支援 2	5,390円	539円	1,078円
介護給付	要介護 1	5,990円	599円	1,198円
	要介護 2	6,660円	666円	1,332円
	要介護 3	7,340円	734円	1,468円
	要介護 4	8,010円	801円	1,602円
	要介護 5	8,660円	866円	1,732円

※上記の金額に加え、別途送迎料等がかかります。

※所得に応じて、利用者負担が異なります。

福祉用具を整えるサービス

●福祉用具購入費の支給

- 入浴や排泄などに使用する福祉用具の購入に対し、費用の支給が受けられます。
- 担当のケアマネジャーに相談して下さい

対象となるもの

- 腰掛便座
- 簡易浴槽
- 特殊尿器
- 移動用リフトのつり具
- 入浴補助用具

支給限度額	自己負担(1割)	自己負担(2割)
年間10万円 (毎年4月から1年間)	1万円	2万円

●福祉用具の貸与

- 日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。

要支援 1.2 要介護 1の方

- ・手すり
- ・歩行器
- ・スロープ
- ・歩行補助具

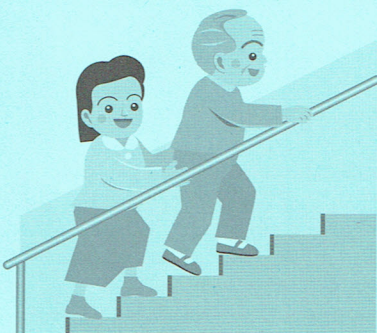
要介護 2 以上の方

※上記の他

- ・車椅子
- ・体位変換器
- ・ベッド
- ・認知症徘徊感知器
- ・床ずれ予防具
- ・移動用リフト
- ・自動排泄処理装置(介護4.5のみ)

※種類、事業者によって貸し出し料金は異なります。

※実際にかかった費用の1割(又は2割)が自己負担です。



介護予防事業

元気な高齢者が対象になります

★保健センターへの「申請」が必要です。



事業名	対象者	事業内容	具体的な内容	会場
一次予防事業	◎65歳以上の全ての方。	介護予防普及啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防についての普及啓発を行います。 認知症予防講演会を開催します。 	各地区公民館等
		・各地区介護予防教室	<ul style="list-style-type: none"> 各地域で行う介護予防教室を支援し、高齢者の機能の向上を図り、介護予防を行います。 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・びんしゃん広場 ・いきいき広場 ・元気教室 	<ul style="list-style-type: none"> 足腰が弱く外出する機会が少なくなっている方など介護予防が必要な方を対象に、レクリエーションや簡単な運動などを行います。※一部自己負担あり 	水沢温泉館・ケアハイツ西川・海味温泉
二次予防事業	◎介護保険の対象ではないが、将来要支援・要介護状態になる可能性が高い65歳以上の方。	転倒予防、閉じこもり予防、運動機能の向上等を目的とした各種教室を開催しています。 対象の方には健康福祉課より各種健康教室の案内をお送りし、参加をお勧めします。 町のお知らせ版にも随時掲載します。 また、教室に参加できない方へは保健師が訪問し、アドバイスをを行います。		

市町村特別給付費：西川町独自の給付です ★保健センターへの「申請」が必要です。

具体的な内容	
①見守り及び家事援助ヘルパーの派遣	<p>内 容：介護保険で利用できない見守りや家事援助など、町が認めるサービスをホームヘルパーを派遣し提供します。</p> <p>利用限度：利用時間 1人1回 30分～2時間まで、16時間 / 月以内</p> <p>利用料：個人負担 1時間当たり 200円 事業実施：ケアハイツ西川</p>
②介護用品の支給（紙おむつの支給）	<p>内 容：在宅要介護者について紙オムツ、尿とりパットなど一定の範囲内で支給します。</p> <p>対象者：介護保険要介護2以上で常時失禁状態にある方。(医療機関入院中も可) ※施設入所中は該当しません。 ※担当するケアマネージャーの証明が必要です。</p> <p>支給限度：1ヶ月 4,000円分まで</p> <p>利用料：利用料の1割を販売店に支払ってもらいます。 事業実施：保健センター</p>
③在宅へ移行のための支援	<p>内 容：施設入所中や医療機関入院中の方が、一時的に帰宅した時に必要な福祉用具の貸し出しやホームヘルパーの派遣を行います。</p> <p>対象者：施設に入所中の要介護者 医療機関入院中の要支援・要介護者 ※担当ケアマネージャーやケースワーカーの証明が必要です。 事業実施：保健センター</p>
④お出かけ支援サービス	<p>内 容：利用者が外出(お出かけ)するためにかかった費用の一部を助成します。 外出の目的は問いません。</p> <p>対象者：介護保険要介護2以上に認定された方</p> <p>利用車両：月山観光タクシー・寝台付特殊車両所有事業所(町で指定)</p> <p>利用基準：1ヶ月の利用回数は4回まで。 1ヶ月の利用料金は4,000円まで。</p>

高齢者や家族介護者のためのサービスです

★保健センターへの「申請」が必要です。

事業名	具体的な内容	事業実施
①家族介護者お楽しみ会 (交流会・介護教室を兼ねる)	内 容：在宅で寝たきり者、認知症者を介護している方に対し、慰労とあわせ介護者のつどいを開催します。(年2回) 対象者：要介護2以上の方や重度障害者を介護している方 利用料：無料	社会福祉協議会
②シルバーファミリー サポーターの派遣	内 容：シルバー人材センターを窓口に見守り・簡単な家事(買い物等)をお手伝いする方(サポーター)を派遣します。 対象者：おおむね65才以上の高齢者で見守り及び生活援助が必要な方で、家族の支援が得られない方。 派遣基準：利用回数は1回2時間まで、利用回数は週3回まで 利用料：個人負担 1時間当たり200円 買い物の場合車代として1回200円～400円	シルバー人材センター
③けんこう弁当配達	内 容：ひとり暮らし高齢者などの方に毎週月・水・金曜日、栄養士の献立による手作り弁当を提供し、健康の保持増進や介護予防を図ることを目的としています。 対象者：ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、日中一人になる高齢者障害者のみの世帯など。 利用料：個人負担 1食 200円～400円	月山銘水館
④限度額超利用者助成	内 容：在宅で介護限度額を超えたサービスを利用している方に、自己負担分の半額を助成します。 対象者：要支援・要介護認定を受けている方	保健センター
⑤お元気ショートステイ	内 容：おおむね65才以上の方で、冠婚葬祭などの家族等の理由により見守りができない場合にショートステイを利用できます。 対象者：介護保険に該当しない方 利用基準：1人1回7日間まで 利用料：個人負担 1割	ケアハイツ 西川
⑥住宅改修支援事業	内 容：要支援、要介護認定を受けている人が住宅改修を行う場合に、「住宅改修理由書」を提出しなければなりません。担当ケアマネジャーがいない時に、町でケアマネジャーに依頼し「住宅改修理由書」作成のための費用を負担します。	居宅支援事業所